

デンマークにおける断種法制定過程に関する研究

石田 祥代*

1. はじめに

20世紀は優生学、あるいは、優生学に基づく思想が導入された時期である。北欧においては、デンマークを初例に、スウェーデンとノルウェー、続いてフィンランド、アイスランドでそれぞれ断種法が制定された。そして、これらの国々では性別や障害種に多少の差はあったものの、断種の実施がかなり多くなされた。

特にデンマークは、人口比率では断種実施が世界有数の国の一つであった。また、ヨーロッパにおいて初めて断種法を制定した国であり、デンマークにおける断種法が他のヨーロッパ諸国の断種法制定に与えた影響は大きいと考えられる。

そこで、本稿では、デンマークにおける断種法制定までの過程を明らかにし、デンマークにおける断種法制定がいかなる意味を有していたのかを検討する。検討課題は、①1921年断種法制定までの過程、②1934年断種法改訂までの過程、③断種法制定による断種の実態、とする。

なお、障害者および知的障害者に対する当時の社会的背景を鑑み、また、原語に従って、“abnorm”を「異常者」と、“aandssvage”を「精神薄弱者」と翻訳する。

2. 「断種に関する法」制定までの過程

デンマークは、20世紀の初頭には、未だ同一民族で構成された小国であった¹⁾。第一次世界大戦後、次第に力をつけてきた社会民主党と伝統的な政党間で激しい衝突はなく、この結果、1920年代から1930年代にかけて多くの法律が改訂された。

優生学に関しては、19世紀の終わり頃から生物学的決定論 (biological determinism) が注目されるはじめ²⁾、1894年には「ダーウィン説と社会進化」が翻訳された。20世紀に入ってから「異常者新聞」(Nyt Tidsskrift for Abnormvæsenet) で H.H. ゴダード (Goddard, Henry Herbert) の説がしばしば取り上げられている³⁾。

*Sachiyo ISHIDA 福祉心理学科 (Department of Social Work and Psychology)

そして、1912年、ヘルシンキ (Helsinki) で開催された第6回異常者に関する北欧会議は、精神薄弱者の断種に関する論争の高まりの契機となり、その論争は北欧全体に広まった。この会議において、北欧で初めて断種手術を行ったとされているヘルシンキのベルツラ (Bertula) 精神薄弱者施設長の E.L. ヘッドマン (Hedman, Edwin L.) (1913) が優生学の重要性を提起したのであった⁴⁾。

しかしながら、「デンマークにおける墮落：優生学と福祉国家の向上」著の B.S. ハンセン (Hansen, Bend Sigurd) の分析によれば、20世紀初頭のデンマークは、アメリカ合衆国や英国、ドイツとは異なり国力はなく、他の北欧諸国と比較して優生学への関心はそれ程強くなかった。また、優生学の発展を方向づける、民族の敵対や社会不安、社会救済への保守的反対も、当時のデンマークにはほとんどなかった (Hansen, 9-20)。にもかかわらず、デンマークは1929年にヨーロッパ初の断種法を制定している。

デンマークにおける断種法制定には、1920年の社会問題に対する外科的解決への二つの要求が大いに関わっていると考えられる。一つは、性犯罪の増加に関心をもつ「女性評議会」が、性犯罪への解決を求め、10万以上の署名を集めて議会に提出したことである。性犯罪の問題に関しては、刑法改訂委員会で1905年以来言及されてきたが、多くの医師は否定的であり、最終的には性犯罪者の断種を否定する結論が出されたという経過があった。もう一つは、精神薄弱者施設長 C.ケラー (Keller, Christian⁵⁾) が、全精神薄弱者施設の代表として、断種問題検討委員会設立を求める請願書を1921年に提出したことである。同時期、K.K. ステインケ (Steincke, Karl Kristian) もまた、医学、法律および遺伝学等の専門家によって代表される優生学に関する委員会が必要であると考え、その考えを社会民主党内で広めつつあった。ステインケは、社会民主党に入党後、市の貧困救済課で働き、1920年に記した「社会的救済と将来」で優生学について言及した。また、「優生学と法」(Hansen, S.) および「生物学的小論」(Larsson, R.) から影響を受けた人物である。

外科的解決へのこのような要求を受け、かつ、法務省事務官となったステインケの提言もあり、1924年12月23日、「性的倒錯者への社会的方策に関する委員会」(Kommissionen angående sociale foranstaltninger overfor degenerativt bestemte personer) が設立された。委員会は、ステインケの主張どおり、様々な分野の専門家から構成された。すなわち、ステインケ、法律専門家の W.L. ヨワンセン (Johannsen, W. L.⁶⁾)、精神科医 A. ウィメール (Wimmer, A.⁷⁾)、内科医 E. ヘイン (Hein, Estrid)、コペンハーゲン市長 V. クリステンセン (Christensen, Viggo)、法務官 B.A. ゴール (Goll, B.A.)、事務官として、生殖器の内分泌物 (ホルモン) に関する研究の権威であった内科医 K. サンド (Sand, Knud⁸⁾) 等により構成された。

同委員会は、1926年に「性的倒錯者への社会的方策 (Betænkning angående sociale foranstaltninger overfor degenerativt bestemte personer)」を報告した。本答申は、断種法草案の他に、アメリカ合衆国、スイス、ノルウェー、フィンランド、スウェーデンにおける優生学に関する法律、提案、報告についてのレビューに大部分を割いていた。特にアメリカ合衆国に関する記述が多く、その報告では、H.H. ラフリン (Laughlin, Harry Hamilton) の調査が主に取り上げられている。さらに、メンデル遺

伝学、精神薄弱を含む精神障害の遺伝についても報告されている。また、答申では、とりわけ去勢と外科的断種手術が着目され、社会的効果のある卓越した生物学的な介入の形について論じられた。

ところで、1926年答申の表題には、ヨワンセンの反対にもかかわらず、「断種」や「優生学的」ではなく「性的倒錯」(degenerativet)ということばが用いられた。このことは、委員会が、多様な集団に多様な効果をもたらすために外科的手術を意図していること、そして、社会的断種と優生学的断種を混合して論じていることを示している。このように、委員会の意図が混乱していた答申であったにもかかわらず (Hansen, 33)、3年という期間は要したものの、本答申は1928年度議会 (1928-1929) における提議に結びついた。3年という期間を要した理由としては、政権交代が考えられる。「性的倒錯者への社会的方策」が報告された同年1926年、社会民主党は農民党に破れ、政権交代を余儀なくされた。新政権への交代以後、断種法は農民党の関心を集めることができなかったのである。

1928年度議会において、「断種に関する法」の提議が審議された。本提議は、保守党の若手議員 A. ビンドスレフ (Bindslev, A.) を中心とする少数派には反対されたものの、大多数の支持を受けてほぼ提議通り承認された⁹⁾。

「デンマーク若手派 (Det Unge Danmark)」の一員であり、神父でもあったビンドスレフを中心とする議員らは、特に去勢を反対する意見書を議会に提出した (Tillæg B. 1928-1929:905-911)。ビンドスレフはまた、議会審議において、以下のような断種法反対の意見を述べている (Folketinget. 1928-1929:3070)。

ある人が生命の最も秘密にするべきことを他人に干渉されるような試みを体験するという直感的嫌悪のために、そしてまた、優生学の点から実験的段階よりもさらに進むには知識が不足しているという理由により、私の党内の少数派を代表して勧告いたします。我々は、以上のことについて知識が少なすぎると考えております。また、我々は、人という世界あるいは人の精神を未だ思慮深く探求しておりません。

議会審議においては、ビンドスレフと同様に法案不支持者である V. ラスムッセン (Rasmussen, V.) とラベック (Rahbek) も不支持を表明し (Folketinget. 1928-1929: 3050-3060)、J. ロウ (Lou, J.) は条項の見直しを求めた (Folketinget. 1928-1929:4754-4755)。

ビンドスレフらの反対意見に対し、保健大臣は、法案はかなり限定した規定である点および実験的な法案である点は同様の見解であった (Folketinget. 1928-1929:3076-3088)。しかしながら、法務大臣は、制御 (Kontrol) の重要性を挙げ、限定された法律の正当性を主張した (Folketinget. 1928-1929:4684)。法務省は、断種手術の決断に責任を負うこととなっていた (「断種に関する法」第2条)。最終的には、反対数はビンドスレフを含め5名のみで、法案は承認された。

以上のような経過で、デンマークにおいて1929年に「断種に関する法 (Lov om Adgang til Sterilisation)」が制定されることとなった。同法第1条では、「性的本能の異常な力または性質のた

め、罪を犯す傾向にあり、その性的本能が本人およびコミュニティに危険となる人々は、自らこのような措置の結果に関する医学的助言を受けたのち、性器官に対する手術の対象となることができる」と規定されており、対象は曖昧である。ただし、断種の許可を行う前に、医学上の助言委員会および保健委員会に諮問しなければならないという規定は組み込まれていた。また、同法は、1928年度議会において保健大臣が指摘していたように、実験的法律としての性格を有していた (Hansen, 79)。それ故、サンドによって、同法制定以降に法的に実施された断種に関する報告が1934年にまとめられたのである。サンドは、旧法草案を策定した「性的倒錯者への社会的方策に関する委員会」の一員であり、当時は「医学法」評議会議長を務めていた。そして、断種に関する法制定後の4年後に、法律の見直しが行われることが、この時点で決定していた。

3. 「断種および去勢に関する法」の改訂

デンマークにおいて、1935年に断種法が改訂されたことは、必然的であった。すなわち、1929年旧法第6条で「本法は、少なくとも1933年度通常議会で改訂版が示される」と規定されているためである¹⁰⁾。

このような理由から、サンドによる断種に関する報告に基づいた改訂法案に沿って、改訂はスムーズに行われた。断種に関する報告は、1934年9月15日に法務大臣に提出され、1929年から1934年までの、諸外国における断種法に関する情報、デンマークで断種法により断種手術を受けた人の統計的数値、去勢に関する事例検討、断種手術に関する事例検討が示されている (Tillæg A. 1934-1935:4736-4780)。

本草案に対して、動議は提出されていない。旧法に反対の意を示していたビンドスレフやラスムッセンは、審議会で、法の見直しを主張し (Folketinget. 1934-1935: 5114-5145)、ラスムッセンは保守党員に反対の意を表明するよう呼びかけたものの、最終的に議会は草案を賛成29、反対6の投票で批准した (Folketinget. 1934-1935:1735)。

旧法と新法の最も大きな相違点は、精神薄弱者の断種に関する規定がないことである。精神薄弱者の断種に関する条項は、デンマーク初の「精神薄弱者に関する法 (Lov om Foranstaltninger Vedrørende Aandssvage)」に盛り込まれることとなった。当時、保健大臣となっていたステインケの提唱によって、精神薄弱者に関する法は断種手術に関する二つの条項を包含する法律となったのである (Tillæg A. 1933-1934:3521-3538)。一つは、精神薄弱者が子どもの面倒をみることができないと判断されたとき断種手術が行われるということであり、一つは、精神薄弱者を監禁から解放できるかより緩やかな監督に移行できると判断されたとき断種手術が行われるということであった¹¹⁾。このような経過で、新法から精神薄弱者に関する規定が削除されたのであった¹²⁾。

また、新法は、「断種および去勢に関する法 (Lov om Adgang til Sterilisation og Kastration)」と改名され、「去勢」ということばが加わった。かつ、条項においては、断種と去勢における手術の性質

と効果の相違がより強調されている。断種手術に関する規定は、旧法と同様に「社会の興味に関して」と言及されているものの、新法では、「正常」と「異常」間の相違が明らかにされた。すなわち、精神的に「正常」な申請者には特別な理由が必要であった。一方、精神的に「異常」な申請者には、その基準は依然曖昧ではあるものの、断種手術は申請者によって有益である場合にのみ行われることとなった（第4条）。さらに、新法では、断種の最終的決断は、旧法と同様に法務省におかれていたものの、医療法評議会からの助言を得ることが追加された（第4条）。

4. 断種法の制定による実態

Table 1には、1929年「断種に関する法」制定以後1950年までに、本法により断種が遂行された人数が示されている。1935年に同法が改訂されて以降に、その数は急増していることが読みとれる。また、Table 2は、そのうちの知的障害者数を示したものである。1930年代には、断種されたうちのほとんどが知的障害者であったことが明らかである。

Table 1 法的断種数推移（デンマーク）
（出典：Broberg and Roll-Hansen,1996,p.60）

時代	女性	男性	合計
1929-34	88	20	108
1935-39	975	405	1,380
1940-45	1,510	610	2,120
1946-50	1,771	561	2,332

Table 2 知的障害者の法的断種数推移（デンマーク）
（出典：Broberg and Roll-Hansen,1996,p.61）

時代	女性	男性	合計
1929-34	84	19	103
1935-39	825	375	1,200
1940-45	1,000	500	1,500
1946-50	869	465	1,334

*1949 275名

**1962 80名

5. おわりに

これまでみてきたように、デンマークにおいて、「断種に関する法」が制定されるに至った背景には、性犯罪解決への要求と精神薄弱者施設における断種問題の検討時期が重なったこと、断種支持者のステインケが政治的手腕を發揮し断種法制定に大いに関わったことがあった。しかしながら、同法は実験的かつ試行的法律といえ、改訂されるまでの法的断種数もそれ程多くはない。しかし、1935年の改訂法により、法的断種数は、特に知的障害者において急増した。

デンマーク国内において断種法制定以降1930年代に人種や社会的抑制への関心が高まったこと¹³⁾を考慮に入れば (Hansen, B.S., 44-53)、実験的な断種法が一つの布石となり、優生学が広がったとも考えられる。そして、その他の北欧諸国における断種法に与えた影響は大きかったといえよう。

本研究は、平成13年度文部科学省科学研究費補助金をうけて行われた研究の一部である。

〈註〉

- 1) ただし、北欧のなかでは唯一植民地を有する国であった。西インドにあり、第一次世界大戦中に、アメリカ合衆国から譲渡された。
- 2) 1881年「遺伝と道徳」イェレルプ著 (Gjellerup, K.)、1882年「望みのない子孫」バング著 (Bang, H.)。
- 3) その後数十年間、デンマークでは、優生学が論じられるとき、ゴッダートの説は最も引き合いに出された。
- 4) 同会議で、フィンランドの精神科医ビョークマン (Björkman) は優生学を精神薄弱者の数の増加に対してのみ効果的な予防になると論じた。また、フィンランドのヴェント (Wendt, G. V.) は「優生学の点からみた、弱者援助に関する理論的見解」に関して論じた。
- 5) 彼の父である博愛主義の聖職者であったヨーワン・ケラー (Keller, J.) は、精神薄弱者施設を設立し、後に施設はユットランド (Jutland) に移った。父親が亡くなったとき、施設の利益は家族によって分割され、最も責任を負ったのが息子のクリスチャン・ケラーであった。1887年、デンマークの施設は「無性化 (asexualization)」問題に直面した。この問題に対し、クリスチャン・ケラーは「このような無責任の一つの理由は、ヨーロッパが大規模な手術による無性化を経験していないことである」と意見した。その後、クリスチャン・ケラーは優生学的問題に関心を持ち続け、1917年には、マサチューセッツ精神薄弱児教育長であったフェルナルド (Fernald, W) の精神薄弱者に特徴づけられる貧困者、売春婦、犯罪者についての講演を翻訳した。フィンランドのヘッドマン (Hedman, E.) はクリスチャン・ケラーの友人である。
- 6) ヨワンソンは遺伝学の専門家であり、新メンデルの遺伝学を創造した人物のうちの一人でもあった。1917年「歴史的・経験的・点からの遺伝」著。1922年、政府補助金を得て行われた「遺伝と優生学」に関する予備調査の責任者となる。1923年、優生学に関する国際委員会の常任委員となる。
- 7) 1918年から1922年にかけて、優生学に関する国際委員会でデンマークを代表した。当初は、優生学に対し懐疑的であったものの、1924年断種に関する検討委員会に参加し、次第に影響を受け、後には優生学的方法に強く賛意を示すようになった。
- 8) また、1964年、1929年から1959年の30年間の法的断種に関する報告をした。
- 9) 提議における第6条のうち「本法は1929年4月1日より施行される」という条項のみが削除された (Tillæg A. 1928-1929:2311)。
- 10) 予定より制定が1年遅れたことについて、1934年の法律で、「断種に関する法第6条については、近年中に検討される」と規定された。

- 11) ビンドスレフらは、「精神薄弱者に関する法」草案に反対の意を示す動議を提出した（Tillæg B. 1933-1934:1297-1300）。また、議会討論では、精神薄弱者の断種に関する条項を中心に本法案の見直しを求めた（Folketinget. 1933-1934:3306-3338）。
- 12) 遺伝的に欠陥のある子孫の禁止または根絶を明らかに意図しているドイツ法とは異なり、デンマーク「精神薄弱者に関する法」では、優生学、民族衛生学、人種改良のような条件が意図的に避けられていた。
- 13) この間に優生学に関する本が出版されている。たとえば、「精神病の遺伝と急進的な改善」（Wimmer, A.）、「人の遺伝」（Hansen, K.）、「遺伝と社会的政策」（Garboe, A.）、「人間の遺伝」（Thomsen, O.）、「社会と遺伝」（Geiger, T.）などが挙げられる。1938年 Kemp,T. によりコペンハーゲン大学に人類発生学研究所が設立された。

〈文献〉

abbreviation

LFD: Lovtidende for Danmark

Hansen, B.S. (1996) Something rotten in the state of Denmark: Eugenics and the ascent of the welfare state/ Broberg, G. and Roll-Hansen, N. (eds.) Eugenics and the welfare state. Michigan state university press, 9-75.

Hansen, S. (1934) New Danish Legislation Regarding the Control of Feeble-mindedness. Eugenical News, 19(3), 79-80.

Hedman, E.L. (1913) Andesvagsvårdens Betydelse och Uppgift i Social och Rashygienisk Avseende. Nyt Tidsskrift for Abnormvæsenet, 15, 73-78.

Keller, C. (1921) Kønsløsgørelsen's Problem. Nyt Tidsskrift for Abnormvæsenet, 23, 6-9.

LFD1929 : 130. Lov om Adgang til Sterilisation.

LFD1935 : 170. Lov om Foranstaltninger Vedrørende Aandssvage

LFD1935 : 176. Lov om Adgang til Sterilisation og Kastration.

Naeser, V. (1914-15) Eugenic Marriage Bills in the Scandinavian Countries. Eugenic Review, 6, 238-239.

Rigsdagstidende (1928-1929) Tillæg A. 2309-2316; Tillæg B. 960-912 Folketinget. 3049-3094, 4680-4688

Rigsdagstidende (1933-1934) Tillæg A. 3521-3538; Tillæg B. 1297-1308 ; Folketinget. 3306-3338

Rigsdagstidende (Rigsdagstidende 1934-1945) Tillæg A. 4722-4780 ; Folketinget. 1588-1598 ; 1728-1735; 5114-5145